

## 仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2022-006

申立人：X

申立人法定代理人：A,B

被申立人：奈良県ゴルフ協会（Y）

被申立人代理人：弁護士 中本 勝

同 山口 宣恭

同 和島 美枝子

## 主 文

本件スポーツ仲裁パネルは、申立人と被申立人との間に成立した以下の内容の和解を、仲裁判断とする。

申立人と、被申立人は、JSAA-AP-2022-006号仲裁事案の仲裁申立て（以下「本仲裁申立て」という。）に関し、次のとおり、合意する。

1. 被申立人は、令和5年度及びそれ以降の年度の国民体育大会及びその予選会（近畿ブロック大会を含む）に関し、明確かつ合理的な代表選手選考基準（新型コロナウイルス感染症に関する配慮を含む）を策定し、これを申立人を含む競技者に対し告知し、公開する。
2. 申立人は、請求の趣旨1)及び2)を取り下げる。
3. 仲裁申立料金55,000円は、申立人及び被申立人が等分で負担する。
4. 本仲裁申立てにかかるその余の費用は、各自の負担とする。

## 理 由

### 第1 判断の理由

- 1 申立人は、2022年7月13日、2022年7月12日付け仲裁申立書により、1) 奈

良県ゴルフ協会が、2022年6月23日に行った、第77回国民体育大会ゴルフ少年の部本戦出場選手選考についての決定を取り消すこと、2) 申立人を本戦出場選手として選出すること、及び、3) 今後に向けて、明確な選考基準の策定を求め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を申し立てた。

- 2 本件スポーツ仲裁パネルは、2022年8月18日、同日付け審問期日において、当事者双方の承諾を得て、当事者双方に和解案の提案を行い、申立人及び被申立人は、同日、この和解案に合意した。また、申立人及び被申立人は、スポーツ仲裁規則第45条に基づき、その和解内容を仲裁判断とすることを要請した。
- 3 以上の経過から、本件スポーツ仲裁パネルは、両当事者の和解内容を仲裁判断とする要請を受けてこれを相当と認め、和解内容等を仲裁判断とする。

## 第2 仲裁手続の経過

別紙仲裁手続の経過のとおり

## 第3 結論

よって、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2022年8月19日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 桂 充弘

仲裁人 前川 直輝

仲裁人 小倉 隆

仲裁地 東京

## 仲裁手続の経過

- 1 2022年7月13日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」を提出し、本件仲裁を申し立てた。
- 2 同月21日、申立人は、機構に対し、補正後の「仲裁申立書」「証拠説明書」及び書証（甲1～4）を提出した。
- 3 同月22日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第14条第7項に基づき、被申立人に対して連絡をとり、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意を行うかどうか打診を行った。
- 4 同月25日、被申立人は、機構に対し、「回答書」を提出し、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意を行った。
- 5 同月26日、機構は、規則第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理し、事態の緊急性に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断し、規則第50条第1項及び第3項に基づき、本件を緊急仲裁手続によることを決定した。
- 6 同月29日、機構は、仲裁人長として桂充弘を、仲裁人として前川直輝を選定し、それぞれ「仲裁人就任のお願い」を送付した。  
同日、前川直輝は、仲裁人就任を承諾した。
- 7 同年8月1日、桂充弘は、仲裁人長就任を承諾した。  
同日、被申立人は、機構に対し、「委任状」を提出した。
- 8 同月2日、機構は、仲裁人として小倉隆を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
- 9 同月3日、小倉隆は、仲裁人就任を承諾し、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。（当事者への通知は翌4日）
- 10 同月5日、本件スポーツ仲裁パネルは、オンラインによる審問期日開催等に関する「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
- 11 同月8日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「証拠説明書」、書証（乙1～2）及び添付資料（1～2）を提出した。
- 12 同月10日、申立人は、機構に対し、「尋問申請書」を提出した。
- 13 同月12日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人及び被申立人に対する求釈明及び公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本ゴルフ協会に対する照会書の送付に関する「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
- 14 同月15日、申立人は、機構に対し、「上申書」及び「尋問申請書」を提出した。  
同日、公益財団法人日本ゴルフ協会は、本件スポーツ仲裁パネルに対し、「回答

書」を提出した。

- 15 同月 17 日、本件スポーツ仲裁パネルは、オンラインによる審問における証人の採用等に関する「スポーツ仲裁パネル決定 (3)」を行った。

同日、申立人は、機構に対し、「主張書面」「証拠説明書」及び書証 (甲 5) を提出した。

同日、公益財団法人日本スポーツ協会は、本件スポーツ仲裁パネルに対し、「回答書」を提出した。

- 16 同月 18 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面」「証拠説明書」及び書証 (乙 3~9) を提出した。

同日、申立人は、「仲裁申立書」の訂正を行った。

同日、オンラインによる審問が開催された。被申立人の提出した添付資料 (1~2) は、書証 (乙 10~11) と扱うこととされた。審問において、本件スポーツ仲裁パネルは、当事者双方の承諾を得て、当事者双方に和解案の提案を行い、申立人及び被申立人は、この和解案に合意した。また、申立人及び被申立人は、スポーツ仲裁規則第 45 条に基づき、その和解内容を仲裁判断とすることを要請した。

その後、審問の終了に伴い、本件スポーツ仲裁パネルは、審理を終結した。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
代表理事（機構長） 山本 和彦  
（公印省略）